

議案第 93 号

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

（白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

（白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

（白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。